令和3年度

第17回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和3年11月10日(水曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員(19名)

1番 湯川 德弘

2番 辻本 傑

3番 笠野喜久雄

4番 山本 茂樹

5番 藤田 城司

6番 古川 祐典

7番 土橋 ひさ

8番 谷河 績

9番 吉中 雅三

10番 中村 弘

11番 廣井 伸多

12番 大河内壽一

13番 曽根 光彦

14番 岩橋 章

15番 丸山 勝

16番 中尾 友紀

17番 坂東 紀好

18番 吉川 松男

19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦

課 長 中村 保

副 課 長 山本 哲也

班 長藤田誠一

事務主査 西森 和子

事務主査 中谷 雅昭

事務主任 殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたの で、ただいまから第17回農業委員会総会 を開催いたします。現状、新規感染者数は 減少しているところではありますが、依然 として新型コロナウイルスへの感染リスク がある中、感染の再拡大をさせないため、 基本的な感染対策の徹底を図ってまいりた いと考えております。そこで、当面の間、 総会時間の短縮を図るため、報告事項の説 明を割愛させていただき、議案の審議から 始めさせていただきます。ご理解、ご協力 をよろしくお願いします。なお、報告事項 につきましては、議案書P19以降に掲載 していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしくお願いします。 ◆会長(谷河 績) それでは、ただいま より、第17回農業委員会総会を開会いた します。出席委員は19名中19名で、定 足数に達しておりますので、総会は成立し ています。

去る10月28日、古川委員、土橋委員、 廣井委員、坂東委員によりまして現地調査 並びに事情聴取が行われています。後ほど 報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、中尾委員、 棟として利用している。 坂東委員にお願いします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策 事業に伴う遊休農地の証明願について、提 案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

助金交付要綱第5条の規定に基づいたもの で、補助金の交付申請にあたり遊休農地証われます。以上です。 明書を添付する必要があり、借受予定者か ◆会長(谷河 績) 議案第2号について、

ら証明願が1件ありました。対象農地は、 田のみで面積は945㎡です。遊休農地証 明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、P15の議 案第6号農用地利用集積計画No.7で利 用権の設定を上程しております。以上です。 ◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない 旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付 基準に基づき、証明願の提出が6件ござい ました。

No. 1 昭和48年頃から一部を農業 用倉庫として利用し、昭和58年頃から残 り部分を住宅として利用している。

No. 2 平成11年頃から公衆用道路 として利用している。

No. 3 昭和42年頃から進入路の一 部として利用している。

No. 4 昭和57年頃からガレージ2

No. 5 20年以上前から宅地の一部 として利用している。

No. 6 平成元年頃から通路及び駐車 場として利用している。

また、No. 1から6については、非農 本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補 地証明の交付条件(5)の土地であって(7) から(9) の条件を満たしていると思

説明が終わりましたが、この議案について、 栽培しており、自宅と申請地は近い距離に 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で7件ありました。調査の結果、耕 作等に支障がないこと、当該農地の権利を 取得しようとする者は、下限面積要件を満 たし、その取得後において全ての農地を効 率的に耕作し、農作業に常時従事すると認 められるなど、農地法第3条第2項各号に は該当せず、許可要件の全てを満たしてい ると思われます。なお、No. 5は申請地 が荒廃しているため、活用方法の確認のた めに、現地調査・事情聴取を行っておりま す。また、No. 6は現時点で和歌山市内 に耕作面積がないため現地調査・事情聴取 を行っております。これらについては担当 の農業委員より報告があります。以上です。 ◆会長(谷河 績) No. 5につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので土橋委員さん報告願います。

◆7番(土橋ひさ) 当許可申請について 10月28日廣井委員、事務局職員と共に 現地調査並びに事情聴取を実施しました。

申請内容は農地法第3条許可で所有権移 転です。申請農地は長年放棄され荒廃して おります。申請理由ですが、譲渡人は高齢 で住居も遠く、東隣でみかん栽培をしてい がありました。譲受人は両親が経営する・ あります。荒廃している申請地は家族で樹 木を伐採し、知り合いの土建業者に整地し てもらい、みかん畑に仕上げる計画です。 耕地放棄地が増える中、地域のモデルにな りたいと意欲的です。もう一つの申請地は 使用賃借権を解約し、購入し引き続き野菜 栽培を行います。

農地が解消されることを期待します。 皆様の慎重なご審議を宜しくお願いします。 ◆会長(谷河 績) No. 6につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので古川委員さん報告願います。

以上のことから長年放棄されていた荒廃

◆6番(古川祐典) 去る、10月28日、 坂東委員、事務局とともに現地調査並びに 事情聴取を行いました。申請者及び申請地 は議案書のとおりです。申請者は、現在和 歌山市において耕作はしておらず、新規就 農となりますが、既に、和歌山市外におい て水稲を中心に10町以上の規模の耕作を 行っており、農作業歴は6年で、トラクタ ー、コンバイン、軽トラック等を複数台所 有し、常時5名を雇用しているとのことで す。申請地を選定した経緯は、隣接地で自 己所有の太陽光発電計画を進めている中、 申請地の所有者から耕作をしていないので 購入してほしいとの申し出があり、農業の 規模拡張を進めていることから所有者と合 意に至ったとのことです。現在、3箇所に おいてサカキを栽培しており、特に、・・ ・においては、営農型太陽光で7反を耕作 しているとのことで、申請地においてもサ る譲受人に購入して管理してほしいと依頼 カキを栽培する予定です。申請者は、年齢 もまだ若く、将来的には水稲だけでなく、 ・・を手伝いながら借入地で野菜と清見を ハウスでの栽培も行っていきたいと希望を

持たれています。

以上のことから、特に問題はないものと 思われますが、皆様方の慎重なご審議をお 願いいたします。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第3号について、説明、報告が 終わりましたが、この議案について、何か ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

北支援学校から南東約・・・mに位置し、 市街地に近接する区域内でその規模がおお むね10ha未満のため第2種農地に該当 します。申請地西側にある法人拠点の駐車 場スペースが不足していることから、当法 人へ貸し出すための駐車場として、転用申 請するものです。以上です。

説明、報告が終わりましたが、この議案に ついて、何かご意見、ご質問ございません

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

むね10ha以上の規模の一団の農地の区 域内にあるため第1種農地に該当しますが、 不許可の例外である農業用施設の設置に該 当します。申請地の北側にある農地には接 道がなく、耕作・管理するのに不便なこと から、農業用道路として転用申請するもの です。 なおP27の報告事項 使用貸借 権の解約通知No. 1と関連です。

No. 2申請地は、川永地区・・・、川 永小学校から北西約・・・mに位置し、お おむね10ha以上の規模の一団の農地の 区域内にあるため第1種農地に該当します が、不許可の例外である集落に接続される 住宅その他日常生活上又は業務上必要な施 設に該当すると思われます。申請人は現在、 No. 1申請地は、安原地区・・・、紀 社宅に居住していますが、子供の成長に伴 い手狭になってきたため、実家に近く、耕 作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転 用申請するものです。なお、使用貸借権設 定です。

No. 3申請地は、貴志地区・・・、貴 志中学校から南東約・・・mに位置し、市 街地に近接する区域内でその規模がおおむ ◆会長(谷河 績) 議案第4号について、 ね10ha未満のため第2種農地に該当し ます。申請人は自宅を事務所として使用し ておりますが、駐車スペースを十分に確保 できないことから、事務所から近く、県道 に面して交通の便が良い当該申請地を露天 駐車場として転用申請するものです。

No. 4申請地は、和佐地区···及び ・・・、河南総合体育館から北東約・・・ mに位置し、市街地に近接する区域内でそ の規模がおおむね10ha未満のため第2 種農地に該当します。申請人は・・・を営 No. 1申請地は、小倉地区・・・、小 んでおりますが、事業の拡大に伴い、作業 **倉神社から北西約・・・mに位置し、おお 場と倉庫の拡張が必要となったため、現在**

拠点の隣接地である当該申請地を作業場兼 倉庫及び事務所として転用申請するもので す。なお、開発許可申請中で令和3年7月 8日付で農用地区域を除外しております。

No.5申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人の現在居住する住まいが手狭になってきたため、祖父所有の当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権の設定です。

No.6申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、建築資材を置くスペースが不足していたことから当該申請地を、露天資材置場として転用申請するものです。

No. 7申請地は、紀伊地区・・・、北 サービスセンターから北東約・・・mに位 置し、おおむね500m以内に市の支所が あるため第2種農地に該当します。申請人 は建設業を営んでおり、今後の事業拡大に 伴い、建築資材や重機器を保管するスペー スが不足していたことから、当該申請地を、 露天資材置場として転用申請するものです。

No.8申請地は、山口地区・・・、霊 現寺から北約・・・mに位置し、市街地に 近接する区域内でその規模がおおむね10 ha未満のため第2種農地に該当します。 申請人は・・・を営んでおり、今後の事業 拡大に伴い、運搬車両用及び従業員用の駐 車スペースが不足していることから、現在 の既存拠点の隣接である当該申請地を、露 天駐車場として転用申請するものです。

No. 9申請地は、東山東地区・・・、山東駅から南西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になってきたため、実家に近く、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権設定です。

No. 10申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設に該当すると思われます。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 11申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設に該当すると思われます。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。またNo. 6、7、8については現地調査・事情聴取を行っておりますので、農業委員より報告があります。以上で

す。

◆会長(谷河 績) No. 6・7につき まして、現地調査並びに事情聴取を行って いますので坂東委員さん報告願います。

◆17番(坂東紀好) No.6について 報告します。去る10月28日 吉川委員、 事務局とともに現地調査ならびに事情聴取 を行いましたので報告いたします。

当該、申請人は和歌山・大阪を中心に・ ・・を営んでいる「・・・」です。当法人 の概要は・・・設立、資本金は・・・円で 直近1年間の売上は・・・円であります。 今回の申請に至った経緯については現在所 有する資材置場は・・・の営業所の2階に あるものの手狭であり、現在は施工現場毎 で管理しているとの事です。業務が順調な ため、専用の資材置場を新設し、業務の効 率化・利便性を計るための申請であります。 資材の内容は建築用の仮サク・パイプの他、 建築用重機等であります。申請地は資料の とおり、和歌山市森小手穂字前之坪773 番1、他3筆で延面積は2,115㎡であ ります。申請地に隣接する農地は南側のみ であり、それも今回の譲渡人の農地であり、 周辺の営農活動にはほぼ影響はないと思わ れますが近年、当該地周辺は宅地造成が進 み、当該物件に於いても南側を除き新興住 宅に囲まれています。計画図面を確認した ところ、前回の委員会でも議論となりまし たが、当案件も砕石及びバラス転圧仕上げ となっており、周辺住民への理解と風ぼこ り等には十分配慮する様、強く要請してお ります。周辺の住環境には一抹の不安があ るものの、法的要件等 総合的に鑑み、当 許可申請に特段の問題がないと思われます が、委員各位の慎重なご審議をお願い致し

ます。

続きまして、No. 7について報告します。当案件につきましては今、説明申し上げました議案と同様、資材置場としての許可申請であります。

申請人は・・・及び・・・を営む・・・ であります。当法人の概要は・・・設立、 資本金・・・円、社員は・・・名でありま す。今回の申請に至った経緯については近 年、和歌山市周辺における公共や民間工事 の増加などにより、既存施設では手狭にな っており、また多くの各現場における作業 効率の円滑化を図るためにも資材や重機器 材等の現場間移動における中継(一時保管)場所も必要であり、当申請地は既存資材 置場に隣接している為、利便性・効率も良 く申請に至ったものです。申請地は資料の とおり、和歌山市府中字川原崎599番1、 同所600番1で述べ面積1,086㎡で あります。申請地に隣接する農地、周辺に も住宅がなく、営農や住環境にほぼ影響が ないと思われます。申請人も周辺への影響 には意識が高く、雨天の場合など大型トラ ック等、通行時の道路汚染等も気にされて おり、当該申請地に洗浄設備も検討してい るとの事でありました。

尚、申請理由に於いて概在施設が手狭になったと申し上げましたが、申請書類を確認しますと、既存資材置場の一部に他の建設業者に賃貸している物件があり、これでは手狭になっているからと言う論法はおかしいのではないかと事情聴取しました。回答は、期間により余裕ができる時期があり、今回賃貸したのは令和3年10月から12月までの期間限定で年明けには返還していただくと言う回答でありました。

以上によりまして、当許可申請に特段の 問題がないと思われますが、委員各位の慎 重なご審議をお願い致します。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。No. 8につきまして、現地調査並 びに事情聴取を行っていますので廣井委員 さん報告願います。
- ◆11番(廣井伸多) No. 8について 報告します。去る10月28日に土橋委員 及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取 を行いました。本申請は農地法第5条第1 項の規定による許可申請で転用目的は露天 駐車場です。事情聴取には申請人本人であ る・・・氏、・・・等を行っている・・・ の・・・氏、土地家屋調査士の・・・氏が 出席されました。申請地は滝畑6番地他、 計4筆2,786㎡で第2種農地に分類さ れる地目田で現況は山林に囲まれた荒廃が 進んだ畑となっております。場所は和歌山 県道64号和歌山貝塚線を東へ少し入った 所にあり、付近には雄ノ山峠があります。 申請人は・・・の代表取締役を務めており、 同社は資本金・・・円、従業員数・・・人、 は許可日から1カ月位と見積っています。 設立年月日は・・・、年間売上額約・・・ 円で、事業内容は・・・等です。申請人は、 事業所のある・・・を中心に約30年に渡 り・・・の・・・等の事業を展開し、近年、 ・・・方面の業務が増加し、今後も更なる 需要が見込まれる為、人員・車両共に補充 することで事業拡大を図りたく、適地を探 していた所、自社所有資材置場の隣接地の 持ち主である譲渡人と話しがまとまり本申 請に至りました。申請地を選定した理由と しまして、本社までの距離が約・・・mと 近距離である事、隣接地の自社所有地と合 わせて一体的な利用が可能である事、必要

となる駐車台数の確保が可能な事、大規模 な造成工事が不要で、周辺環境に影響を及 ぼさない事、譲渡人とは土地が隣接してい るだけでなく、住所も同じ・・・であり昵 懇な間柄な為、スムーズな話し合いが出来 る事が挙げられます。申請地の利用計画は 大型運搬車両・・・台、小型運搬車両・・ ・台、社員用自家用車・・・台分の駐車場 です。工事に関しては盛り土を行った後は 砕石を入れて舗装は現時点では行わない予 定です。排水に関しては雨水のみで既設の 水路を改修して放流する予定です。現地を 見て感じた進入路の狭さでは大型車両が通 行出来るのかの疑問には、必要十分とまで はいかないが、最低限の幅員があり、道路 に被さってきてる枝は伐採しますとの事。 又、駐車台数に対して申請面積が過剰では の疑問には、バッカンと呼ばれる脱着式の 空コンテナの置場所や将来的に・・・の資 材を保管する倉庫を建設する可能性がある 事、後は譲渡人の意向を考慮したとの事。 資金計画については・・・で、完成予定日 水利組合に関しては、この地区の自治会に も問い合わせた所、現在存在しない事が判 明しました。又、事務局も確認済です。隣 接農地は東側のみで同意をいただいており ます。

因みに・・・しているのは・・・や・・・ が多数を占めています。

最後に、・・・の保管や・・・をしない 旨を確認し、言質を取れたので特に問題は 無いと思われますが、皆様の慎重なご審議 の程よろしくお願い致します。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第5号について、説明、報告が ご意見、ご質問ございませんか。

- ◆2番(辻本 傑) No. 7についてで すが、資材置き場は和歌山市内に何個所あ りますか。
- ◆17番(坂東紀好) 4箇所あります。
- ◆2番(辻本 傑) No.8についてで すが、産業廃棄物処理場にならないか。
- ◆山本副課長 番外、説明いたします。 事情聴取のなかで、産業廃棄物処理の許 可がないことを確認しています。
- ◆17番(坂東紀好) 農地法第5条第1 項の規定による許可申請において、目的外 使用については、関係機関と追跡調査が必 要と考えます。
- ◆会長(谷河 績) 他に何かご意見、ご 質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第5号は可決と決定したいと思い ますが、露天資材置き場の用途について考 えていかなければと思いますのでよろしく お願いいたします。

議案第6号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定で、新規の契約が1 0件ございました。すべてが使用貸借権の 設定で、貸借期間は議案書のとおりです。 また、No. 1からNo. 8については、 農業委員会による利用権の新規設定、No. 9、No. 10については、農地中間管理 事業による新規の設定です。面積は、田が

終わりましたが、この議案について、何か 面積が34,660㎡です。また、うち農 地中間管理事業による設定が2件あり、面 積は田が1,226㎡、畑が1,343㎡、 合計面積が2,569㎡です。

> なお、P14のNo. 5は新規就農となり、 現地調査ならびに事情聴取を行っておりま すので担当の委員さんより報告があります。 以上です。

- ◆会長(谷河 績) No. 5につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので土橋委員さん報告願います。
- ◆7番(土橋ひさ) No. 5について報 告します。当申請について10月28日 廣井委員、事務局職員と共に現地調査、並 びに事情聴取を実施しました。

申請内容は利用権、使用賃借権です。新 規就農者の・・・歳の方です。・・・卒業 後、・・・の知人農園で農業を手伝いなが ら農業を学んでいます。今後は和歌山のお いしいみかん、野菜を作りたいと農業高校 で学んだ友人2人と農業をやっていく計画 です。借入地は農業委員会の紹介で自宅か ら車で7分 4.7kmの水田です。農機 具は軽トラ、動噴、草刈り機2台を持って おり、トラクターは紀の川市で借りる計画 です。作付品目は、玉葱、白菜、ナスなど を計画しています。農地は全面積を借りて 欲しいという地主の要望があり7,219 m²という広さの田で、いのししの害の対策 も必要なこともあり、作付品目を試作検討 するよう提案すると共に契約期間中は、友 人と力を合わせ責任もって耕作に励むよう 指導しました。農地ナビの情報提供も行い ました。

以上のことからまだまだ心配なこともあ 25, 964 m²、畑が8, 696 m²、合計 りますが、農業への意欲を大切にして見守 審議を宜しくお願い致します。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第6号について、説明、報告が ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案 いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「 農地法の運用について」第4(3)の規定 すので第17回総会を閉会いたします。 に基づき、農地法第2条第1項に規定する 農地に該当しないと判断するものです。

令和3年2月24日、岡崎地区井辺・神 前(19件、25筆)で曽根委員、和田推 進員、令和3年10月5日、加太地区大川 (20件、38筆)で土橋委員、中島推進 員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象 であると認められる農地の所有者に対し非 農地判断に係る事前通知を行ったところ、 非農地通知依頼書8件の提出がありました。 面積は、田が5筆、5,284㎡、畑が9 筆、1,853㎡で合計14筆、7,13 7 m²です。

No. 1からNo. 8について、非農地 通知書の交付基準、農業的利用を図るため の条件整備(基盤整備事業の実施等)が計 画されていない土地であって、20年以上 前から森林の様相を呈しているなど、農地 に復元するための物理的な条件整備が著し く困難な場合の条件を満たしていると思わ れます。

ってゆきたいと思います。皆様の慎重なご なお、各地区の土地改良区・水利組合等 と協議済です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について、 説明、報告が終わりましたが、この議案に 終わりましたが、この議案について、何か ついて、何かご意見、ご質問ございません か。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長(谷河 績) その他、何かござい ませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございま

13時50分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員